

## 第2号議案

蒲郡市部等設置条例の一部改正について

蒲郡市部等設置条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和3年3月2日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市部等設置条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

機構改革に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市部等設置条例の一部を改正する条例

蒲郡市部等設置条例（昭和39年蒲郡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中 「市民福祉部  
産業環境部」 「市民生活部  
健康福祉部  
産業振興部」 を に改める。

第2条第5号から第7号までを次のように改める。

- (5) 地域活性化に関する事項
- (6) 行政のデジタル化推進に関する事項
- (7) 行政改革に関する事項

第2条第8号から第10号までを削る。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を削る。

第4条を次のように改める。

（市民生活部の分掌）

第4条 市民生活部の分掌する事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 協働のまちづくりの推進に関する事項
- (2) 男女共同参画の推進に関する事項
- (3) 国際交流に関する事項
- (4) 交通対策に関する事項
- (5) 戸籍及び住民記録に関する事項
- (6) 市民相談に関する事項
- (7) 環境対策に関する事項
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する事項

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

（危機管理課の設置及び分掌）

第9条 第1条に定める部のほか、危機管理課を置く。

2 危機管理課の分掌する事務は、おおむね危機管理及び防災に関する事項とする。

第7条第5号を削り、同条を第8条とする。

第6条を第7条とする。

第5条の見出し及び同条中「産業環境部」を「産業振興部」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 企業立地及び企業誘致に関する事項

第5条第6号を削り、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(健康福祉部の分掌)

第5条 健康福祉部の分掌する事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 社会福祉に関する事項

(2) 子育て支援に関する事項

(3) 介護保険に関する事項

(4) 保健衛生に関する事項

(5) 国民健康保険及び年金に関する事項

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。